教 高 第 3 4 7 号 令和 5 年 (2023年) 5 月11日

各 教 育 局 長 各 道 立 高 等 学 校 長 北 海 道 登 別 明 日 中 等 教 育 学 校 長 北 海 道 登 別 明 日 中 等 教 育 学 校 長 高 等 部 を 置 く 道 立 特 別 支 援 学 校 長 札幌市を除く関係市町村教育委員会教育長 (札幌市を除く各市町村立高等学校長)

北海道教育庁学校教育局高校教育課長 相 馬 利 幸 北海道教育庁学校教育局特別支援教育課長 大 畑 明 美

高等学校等における学校間連携等の実施に係る留意事項等について(通知) このことにつきまして、別添の写しとおり文部科学省初等中等教育局参事官(高等学校担当)付から事務連絡があったので、通知します。

高校教育指導係特別支援教育指導係



高等学校等における学校間連携等の実施に係る留意事項等について(新規)

高等学校等において、生徒が在学する高等学校等以外の高等学校等において単位を修得した場合に、当該修得した単位数を当該生徒の在学する高等学校等が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる制度(以下「学校間連携」という。)等について、実施に際しての留意事項や考え方をまとめましたので、お知らせいたします。

事務連絡 令和5年5月8日

各都道府県教育委員会高等学校事務担当課 各指定都市教育委員会高等学校事務担当課 各都道府県私立高等学校事務担当課 附属学校を置く各国公立大学法人の 附属学校を置く各国公立大学法人の 附属学校事務担当課 構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた 各地方公共団体株式会社立学校事務担当課

御中

文部科学省初等中等教育局 参事官(高等学校担当)付

高等学校等における学校間連携等の実施に係る留意事項等について(周知)

高等学校又は中等教育学校の後期課程(以下「高等学校等」という。)においては、生徒の能力・適性、興味・関心等の多様化の実態を踏まえ、高等学校教育の一層の充実を図ることを目的として、生徒の在学する高等学校等での学習の成果に加えて、在学する高等学校等以外の場における学修の成果を各学校長の判断によって、高等学校等の単位として認定することが可能となっています。

こうした制度の一つとして、学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号。以下「施行規則」という。)第 97 条第 1 項及び第 2 項により、生徒が在学する高等学校等以外の高等学校等において単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該生徒の在学する高等学校等が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる制度(以下「学校間連携」という。)が設けられています。

学校間連携は、生徒の能力・適性、興味・関心等の多様化の実態を踏まえて、 自校において開設されていない科目や、自校において開設されている科目であっても、より専門性の高い授業や特色のある授業を履修することにより、生徒 の選択の幅を拡大し、学習意欲を喚起することが期待されています。また、連 携校の教職員・生徒間の相互理解が深まるほか、他校と連携することにより自 校のよさや特徴に対する認識が深まり、開かれた学校づくりや特色ある教育課 程の編成につながることも期待されます。

また、在学する高等学校等以外の場における学修の単位認定については、高等学校通信教育規程(昭和37年文部省令第32号)第12条により、通信制の課程の生徒が、自校の定時制の課程又は他校の定時制若しくは通信制の課程において一部科目の単位を履修した場合や、定時制の課程の生徒が、自校の通信制又は他校の通信制の課程において一部科目の単位を修得した場合、当該校長の定めるところにより、その単位数を自校の卒業に必要な単位数に含めることができる制度(以下「定通併修」という。)等も設けられています。

これらの学校間連携及び定通併修、並びに施行規則第 97 条第 3 項に基づく同一校内の課程間併修(以下「学校間連携等」という)については、「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について(通知)」(令和 3 年 3 月 31 日付け 2 文科初第 2124 号初等中等教育局長通知)において、対象の拡大等について示したところですが、これらの制度の活用による、生徒一人一人の学習ニーズに則した学びの機会の充実に向けた取組が各高等学校等において進められるよう、改めて、制度の趣旨や、実施に際しての留意事項等について、お知らせいたします。

本件につきまして、都道府県教育委員会にあっては所管の高等学校等及び高等学校等を所管する域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立高等学校等に対して、附属高等学校等を置く国公立大学法人学長にあっては附属高等学校等に対して、高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては所轄の高等学校等に対して本事務連絡の周知を図っていただくようお願いします。

記

1. 学校間連携等の趣旨及び対象について

- (1) <u>学校間連携等を用いて、全日制、定時制、通信制いずれの課程間においても、自校又は他校における科目等の履修が可能</u>であり、全日制又は定時制の課程に在籍する生徒が、自校又は他校の通信制の課程において開設される科目等を履修することも可能であること。
- (2) 学校間連携等による授業の履修は、主として生徒が履修を希望する科目等が当該生徒の在籍する課程において開設されていない場合に行われることが考えられるが、当該課程において開設されている科目等であってもよ

り専門性の高い授業や特色のある授業を履修することも可能であること。 ただし、学校間連携等によって各科目等の履修が行われることを前提として教職員の配置等について通常の標準を下回らせることは不適切であること。

- (3) 学校間連携等の対象には、総合的な探究の時間の単位も含まれること。
- (4) 生徒の履修先の高等学校等における授業は、通常の時間帯に行われる授業のほか、集中講座等の形態も考えられること。
- (5) 他の高等学校等において施行規則第88条の3の規定に基づくメディア を利用して行う授業を実施する場合についても、学校間連携等の対象に含 まれること。この場合において、校長が、生徒の履修先の高等学校等において、施行規則第88条の3の規定によりメディアを利用した授業を実施して修得した単位数を、自校の高等学校等の全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えるに当たっては、高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る関連規定及び留意事項を踏まえるとともに、これらを踏まえた自校における学校教育活動と同等の教育効果を有すると認められるものについて行うべきであること。

2. 学校間連携等の実施に係る留意事項について

- (1) 制度を活用する際には、<u>各高等学校等において、当該学修が教育上有益と認められるか、単位認定の対象となる科目が当該高等学校等の教育課程</u>の全体からみて適切であること等について判断する必要があること。
- (2) なお、この際、<u>各高等学校等において定められる「三つの方針」</u>(育成を目指す資質・能力に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、 入学者の受入れに関する方針。いわゆる「スクール・ポリシー」。)<u>を実現させるために有益と認められるかも判断基準の一つとする</u>こと。

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局 参事官(高等学校担当)付高校教育改革係

TEL: 03-5253-4111 (内線: 3482) e-mail: koukou@mext.go.jp

高等学校等における学校間連携等の実施に関するQ&A

- Q1 学校間連携等のうち、どのような場合がそれぞれ学校間連携、同一校内 の課程間併修、定通併修になるのか教えてください。
- A1 以下の整理を参照ください。
 - ① 学校間連携(学校教育法施行規則第97条第1項)
 - ② 同一校内の課程間併修(学校教育法施行規則第97条第3項)
 - ③ 通信制課程における定通併修(高等学校通信教育規程第12条第1項)
 - ④ 定時制課程における定通併修(高等学校通信教育規程第12条第2項)

履修	当該高等学校等			他の高等学校等		
在籍	全日制	定時制	通信制	全日制	定時制	通信制
全日制	_	2	2	1	①	①
定時制	2	<u> </u>	4	1	1	4
通信制	2	3	-	1	3	3

- Q2 学校間連携等は、どのような目的で実施されることが想定されますか。
- A 2 学校間連携等の趣旨は、1 (2) に記載のとおりですが、具体的には、 例えば、以下のような場合が想定されます。
 - ・ 生徒の個別の学習ニーズに合致した学校設定科目が他の高等学校等・ 課程で開講されている場合に、当該学校設定科目を履修する
 - ・ 生徒の職業選択に応じ、在籍する課程では履修できない専門科目や、資格の取得に必要な科目を他の高等学校等・課程で履修する
 - ・ 生徒の希望する進路や学習到達度等を踏まえ、他の高等学校等・課程に おける、より専門的な授業が適切と認められる場合に、当該授業を履 修する
 - ・ 離島・中山間地域等の小規模校に在籍する生徒が、自校で開講されない 科目を他の高等学校等で履修する

また、内閣府の「地域留学推進のための高校魅力化支援事業」による「地域みらい留学365」(在学する高等学校等とは別の地域の高等学校等において、1学年を過ごすもの)も、学校間連携等の制度を活用するものです。

- Q3 学校間連携等は何単位まで実施できますか。
- A 3 学校間連携及び同一校内の課程間併修では、大学、高等専門学校又は専修学校等における学修の単位認定(施行規則第98条第1号、平成10年文部省告示第41号第1項)、技能審査の成果の単位認定(施行規則第98条第2号、平成10年文部省告示第41号第2項)、ボランティア活動等の単位認定(施行規則第98条第3号、平成10年文部省告示第41号第3項)によって与えられた単位と合計して36単位まで、単位認定が可能です。

定通併修は、上限単位数に定めはありません。

- Q4 学校間連携を実施したい場合、どのような手続きを取ればいいですか。
- A 4 実施にあたっての手続きに決まりはありませんが、生徒が在籍する高等学校等と生徒の履修先の高等学校等との間で十分に連携を行い、履修内容や学習評価に関すること、出席・欠席等の扱いや生徒指導上の配慮に関すること、費用や学校安全等についての共通理解を図るとともに、履修先の高等学校等における生徒の学習状況についての情報共有を適切に行ってください。

具体的な方法については、例えば、両校間での連携実施要領を作成する、 両校の教員が参加する連携委員会を開催する等の方法が考えられます。

【参照条文】

○ 学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)

- 第九十七条 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該生徒の在学する高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。
- 2 前項の規定により、生徒が他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得する場合においては、当該他の高等学校又は中等教育学校の校長は、当該生徒について一部の科目又は総合的な探究の時間の履修を許可することができる。
- 3 同一の高等学校に置かれている全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程相互の間の併修については、前二項の規定を準用する。
- 第九十九条 第九十七条の規定に基づき加えることのできる単位数及び前条の規 定に基づき与えることのできる単位数の合計数は三十六を超えないものとする。
- 高等学校通信教育規程(昭和37年文部省令第32号)

(定時制の課程又は他の通信制の課程との併修)

第十二条 実施校の校長は、当該実施校の通信制の課程の生徒が、当該校長の定めるところにより当該高等学校の定時制の課程又は他の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の定時制の課程若しくは通信制の課程において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得したときは、当該修得した単位数を

当該実施校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

- 2 定時制の課程を置く高等学校の校長は、当該高等学校の定時制の課程の生徒が、当該校長の定めるところにより当該高等学校の通信制の課程又は他の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の通信制の課程において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該定時制の課程を置く高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。
- 3 前二項の規定により、高等学校の通信制の課程又は定時制の課程の生徒(以下この項において単に「生徒」という。)が当該高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程又は他の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。)の定時制の課程若しくは通信制の課程において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得する場合においては、当該生徒が一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得しようとする課程を置く高等学校の校長は、当該生徒について一部の科目又は総合的な探究の時間の履修を許可することができる。
- 4 第一項又は第二項の場合においては、学校教育法施行規則第九十七条の規定 は適用しない。